

「なお、付言するに、地方公共団体が法人の事業に関するして当該法人の債権者との間で締結した損失補償契約について、財政援助制限法三条の規定の類推適用によつて直ちに違法、無効となる場合があると解することは、……相当ではないというべきである。上記損失補償契約の適法性及び有効性は、地方自治法二三二条の二の規定の趣旨等に鑑み、当該契約の締結に係る公益上の必要性に關する当該地方公共団体の執行機關の判断にその裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があつたか否かによつて決せられるべきものと解するのが相當である。」

上記は、一〇月二七日になつた最高裁判決の一部である。冒頭に「なお、付言するに」とあるように、この判断は、判決の結論とは直接関係がなく、講学上「傍論」と称されるものであるが、各地における三セク改革の障害の一つとなつてゐた金融機関等との間の損失補償契約の有効性に関する疑義について、最高裁が明確な判断を示したものであり、実

續弁護士月記

12

損失補償

橋本 勇

の事案の特徴は、控訴審の判決に、控訴審が前提とした損失補償の対象となっていた当該金融機関からの借入金の全額を返済した実行する蓋然性が消滅したことであつた。純粹に法律的な観点からは、控訴審の結審前にこのような状況になつた場合には、訴えが却下されるのは当然であるが、証拠調べを行う権限のない最高裁が、このような事実を認定して、その認定を前提とする判断をすることができるかが問題であった。については、損失補償実行の蓋然訴えの利益の存否の問題であるから、職権で探知できることで、損失補償契約が財政援助助成に違反するか否かについての判断

し、訴え却下という判決も想定されていた。